

市川市告示第 76 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、高さ指定道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和元年 7 月 3 1 日

市川市長 村越 祐民

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区 間
市道 0112 号	上妙典 1 5 6 9 番 2 から高谷新町 2 4 番 1 まで
市道 0209 号	本行徳 2 5 5 4 番 3 9 から本行徳 2 5 5 4 番 1 2 まで
市道 9404 号	塩浜二丁目 4 番から千鳥町 1 5 番まで
市道 9399 号	塩浜三丁目 4 番 1 から塩浜三丁目 4 番 2 まで
市道 7119 号	高谷新町 1 4 番 9 から高谷新町 1 1 番 1 まで
市道 7120 号	高谷新町 1 1 番 1 から高谷新町 1 2 番 9 まで

2 指定する期日 令和元年 7 月 3 1 日

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵

すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。